合意書（案）

徳島県立三好病院と○○薬局○○店は、徳島県立三好病院発行の院外処方せんに係る疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上、同意を得てから行うものとする。

記

１．院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、原則、個別の処方医への同意確認を不要とする。

① 残薬調整に伴う処方日数の短縮

② 週 1 回製剤／月 1 回製剤等の連日服用しない製剤の処方日数の適正化

③ 次の外用薬、注射薬及び注射針について、それらの Do 処方が行われたために処方数量が必要数量に満たないと判断される場合の処方数量の適正化

・狭心症治療薬（貼付剤のみ）

・気管支喘息・気管支炎・慢性閉塞性肺疾患の治療薬（貼付剤、吸入薬のみ）

・糖尿病治療薬（インスリン等自己注射薬、注射針のみ）

２．開始時期について

年　　月　　日から運用を開始する。

３．合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要に応じて協議を行うこととする。

以上

年　　月　　日

住所　徳島県三好市池田町シマ８１５番地２

名称　徳島県立三好病院

代表者　病院長　藤永　裕之　　印

住所

名称

代表者　　印